

B 年末調整をされた方・公的年金受給の方

次のいずれかにあてはまり、不足額が発生した方については、お知らせ文書又は支給確認書を送付します。

- ・令和 6 年分源泉徴収票の摘要欄の控除外額が 0 円ではない
- ・【令和 5 年分所得】よりも【令和 6 年分所得】の方が少なかった
例) 所得の減少
- ・令和 5 年分の所得について税の修正申告を行い住民税所得割額が減少した
- ・令和 6 年中に扶養親族が増えた
例) 子どもの出生、結婚等

お知らせ文書が届いた方

口座情報の変更、辞退の申し出がなければ手続きは不要です。

口座情報の変更、辞退の申し出を希望れる方は令和 7 年 8 月 1 5 日までに福祉政策課へご連絡ください。

支給確認書が届いた方

支給額や口座情報をご確認いただき、変更がなければ、本人確認書類等を添付して令和 7 年 1 0 月 3 1 日までに福祉政策課へ提出してください。

お知らせ文書・支給確認書が届かない方

給付対象になる可能性がありますので、申請窓口（0838-25-3660）にお問い合わせください。